

**独仏市場向け来札促進観光プロモーション事業
公募型プロポーザル提案説明書**

1 実施主体

札幌市国際観光誘致事業実行委員会

2 業務名

独仏市場向け来札促進観光プロモーション事業運営業務

3 業務の目的

ドイツ、フランスにおいて札幌・北海道の魅力を発信することにより、旅行先として札幌・北海道を認知させるとともにその旅行需要を喚起し、札幌・北海道への誘客を図ること。

4 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から令和2年3月20日（金）までの間の所定の日とする。ただし、所定の日はプロモーションの内容に応じ、委託者が定める。

5 予算規模

本業務の上限は15,000千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

6 業務の内容

ドイツ、フランスにおいて札幌・北海道の魅力を発信し、札幌・北海道への旅行需要を喚起するためのプロモーションの業務を行う。

(1) 対象市場及び対象者

ア 対象市場及び対象者

ドイツ（ミュンヘン、フランクフルトを中心とする）

フランス（パリを中心とする）

イ 対象者

訪日旅行経験者又は訪日旅行に興味がある層

(2) 実施時期

業務委託期間中、令和2年3月上旬まで

(3) プロモーションの概要

対象市場において「札幌」を旅行先として認知してもらえるよう露出を行う。札幌の観光魅力である「食」、ドイツにおいては「ウィンタースポーツ」、フランスにおいては「文化・アート」を要素に含む誘客を行う。

プロモーションの手法は複数を組み合わせ、かつ下記ア及びイを含む内容とすること。

ア インフルエンサーやメディアを活用した札幌を旅先とする興味関心の喚起

イ 交通関係事業者やオンライン旅行会社との連携

(4) 実施結果の報告

実施概要、実施結果及び効果（実施により得られた効果やその他二次的な効果等）を取りまとめ、報告すること。

なおこの結果は公表する場合がある。

(5) その他

ア 本業務における一切の成果物（コンセプト、デザイン、画像、映像、印刷物、報告書等）は、委託者が札幌市のプロモーションを目的とした範囲において、無償で二次利用や次年度以降のプロモーションに継続使用ができるように調整を行うこと。

イ 当該業務の実施にあたり、自らの責任において、事業に賛同する関連自治体や民間事業者から協賛金を募り、事業を拡大することができるものとする。ただしその場合の事業費の拡大部分は委託者との契約額に含めないものとする。

7 企画提案を求める事項

以下の(1)～(7)について企画提案書を作成するものとする。なお、提案にあたっては、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めるものとする。

(1) 実施方針

対象市場における海外旅行動向（旅行シーズンや人気の目的地、旅行を志向する年齢層や所得層、旅行形態など）や訪日旅行需要（旅行の目的地や動機、滞在日数

など) について考察し、訪日及び来道・来札旅行市場に対する解釈を示したうえで、本事業の実施に当たっての基本的な考え方、企画の特長等を明らかにすること。

(2) 札幌・北海道の魅力を訴求するターゲット及び誘客見込シーズン

ア 上記(1)を考慮し、6(1)に示す範囲でより具体的なターゲット設定する場合はその理由を示すこと。

イ 本業務により誘客を見込む時期とその考え方を明示すること。

(3) ターゲットへの札幌・北海道の魅力の整理及び発信方法

ターゲットに対し、札幌・北海道の魅力をどのように整理し、発信するか、その理由と併せて示すこと。なお、札幌の魅力は6(3)に示すとおり「食」、ドイツにおいては「ウィンタースポーツ」、フランスにおいては「文化・アート」の要素を含むこと。

(4) 具体的なプロモーション等の内容

上記(1)~(3)を踏まえ、下記のことを盛り込んだ具体的な内容を示すこと。

ア プロモーションの具体的な媒体・手法（下記①、②を含むこと）

① インフルエンサーやメディアの活用

② 交通関係事業者・オンライン旅行会社などとの連携

イ プロモーションのコンセプト、デザイン、グラフィック、PR する具体的なコンテンツや情報等

ウ 実際の札幌・北海道旅行につなげていく仕掛け

エ 「3 業務の目的」をより高次に達成するため当該提案事業の実施を起点にして次年度以降に継続又は連動させて実施する事業のアイデアがある場合は、当該次年度以降の事業

(5) 効果測定

ア 当該プロモーションの有効性を測る事業指標又は成果指標を(4)アのプロモーション毎に設定し、それぞれの目標値を示すこと。

※ 本業務と連携して実施する他自治体・民間事業者のプロモーションなどがある場合はその事業の成果についても情報を得られるように調整を行うこと。なおその成果は6(4)のとおり公表する場合がある。

イ 当該事業指標又は成果指標の具体的な測定方法、測定時期を示すこと。

ウ 当該業務に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容

(指標)、測定方法、測定時期及び目標についても示すこと。

エ 「3 業務の目的」をより高次に達成するため当該提案事業の実施を起点にして次年度以降に継続的に使用していく効果測定の指標について提案がある場合は、その内容や測定方法について詳細を示すこと。

(6) 実施体制及び実施スケジュール

ア 業務体制（人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。）並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。

ウ 準備及び効果測定を含めた業務スケジュールを示すこと。

エ 今年度の実施を起点に、次年度以降、継続的・発展的に広告・プロモーション等を行う提案がある場合は、その有効性と想定事業を示すとともに、次年度以降の実施スケジュールを示すこと。

(7) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。なお、令和元年10月1日より消費税等の引き上げが予定されているため、10%の税率を適用した場合の金額を示すこと。

8 参加資格要件

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たすものであること。

ただし、札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものであっても、次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面の提出を行うことで、参加の申込を行うことができる。なお、これらの書面は参加申込書と同時に提出するものとする。

- (1) 本公募型プロポーザルにおいて、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (3) 札幌市の競争入札参加停止等措置要領等の規定に基づき参加停止の措置を受けていないこと。

＜札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面＞

提出書面	備考
ア 申出書	(様式 3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明 (写し可) ※参加申込書の提出日から 3 か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表 (直前 2 期分)	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 (市区町村税)	※本店 (契約権限を委任する場合は受任先) の所在地の市区町村が発行するもの (写し可) ※参加申込書の提出日から 3 か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 (消費税・地方消費税)	※未納がない旨の証明書 (その 3 の 3) (写し可) ※参加申込書の提出日から 3 か月前の日以降に発行されたもの

9 参加手続きに関する事項

(1) 日程

ア 公募開始	令和元年7月3日 (水)
イ 参加申込書の提出期限	令和元年7月19日 (金) 12時00分必着
ウ 企画提案書の提出期限	令和元年7月29日 (月) 12時00分必着
エ 実施委員会によるヒアリングの実施	令和元年8月5日 (月)
オ 提案事業者への選定結果の通知	令和元年8月上旬
カ 契約締結	令和元年8月中旬

(2) 提出書類

各種書類は、実行委員会事務局 (札幌市観光・MICE 推進部) へ郵送又は持参により提出すること。

ア 参加申込書 (様式 1)	1 部
イ 企画提案書及び参考見積書 (様式自由、 <u>A4 縦、両面使用、70 ページ以内</u>)	
・表紙に提案者の団体名称を記載したもの	3 部
・提案者の団体名称が記載されていないもの	15 部
ウ 上記イの PDF データ (CD 又は DVD)	1 部

(3) 留意事項

- ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- イ 提出された書類については返却しない。
- ウ 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなどプロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面(様式 2)に質問の要旨を簡潔に記入し、実行委員会事務局に電子メールで送信するものとする。

ア 質問受付期限

令和元年7月19日(金)12時00分まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名)【独仏市場向け来札促進観光プロモーション事業】質問書」とする。

10 契約候補者の選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は、実行委員会の構成団体等からなる「札幌市国際観光プロモーション企画競争実施委員会」(以下「実施委員会」という。)を設置して評価する。評価及び契約候補者の選定は、実施委員会が企画提案者に対するヒアリングを行って、最も適当と思われる提案者を選定し、もって契約候補者とする。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「8 参加資格要件」に基づき審査を行い、参加団体に通知する。

(2) 評価の基準

審査は以下に示す審査項目による総合点数方式とし、実施委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。契約候補者となりうる最低基準点を60点と

する。

評価項目	評価内容	配点
対象分析の的確性 (7-(1) 関係)	対象国における旅行動向、旅行需要の分析が適切であるか。	5
ターゲット・訴求コンテンツの妥当性 (7-(2)(3) 関係)	ターゲットや訴求コンテンツ、誘客を見込む時期に明確な根拠があり、妥当であるか。	10
手法・内容の評価 (7-(4) 関係)	(ドイツ) プロモーションの内容は、ターゲットに対し、札幌を旅先とする興味関心を喚起できるものであるか。	15
	(ドイツ) プロモーションの内容は、ターゲットに対し、札幌・北海道旅行につながるものであるか。	15
	(フランス) プロモーションの内容は、ターゲットに対し、札幌を旅先とする興味関心を喚起できるものであるか。	15
	(フランス) プロモーションの内容は、ターゲットに対し、札幌・北海道旅行につながるものであるか。	15
	他の事業との連携や今後の事業展開など発展的なプロモーションを行う工夫があるか。	5
効果・目標の妥当性 (7-(5) 関係)	プロモーションの効果を測る指標が適切であり、目標の設定が妥当であるか。	10
体制・計画の適否 (7-(6) 関係)	業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされ、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。	5
経費の妥当性 (7-(7) 関係)	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	5

(3) 実施委員会によるヒアリングの実施

別に期日を定め、企画提案者によるプレゼンテーション及び評価委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 企画提案者側の出席者は各団体3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり、30分（企画提案書に基づくプレゼンテーション20分、質疑応答10分）を想定し、順次個別に行うものとする。

(4) その他

ア 提案者の数によっては、事務局による一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 提案者が一者となった場合、最低基準点（60点）を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

エ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

11 契約

契約については、選定された契約候補者と実施主体の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。なお、契約は実施主体と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を準用する。

12 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

13 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本実施要領及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本実施要領等に定める手続き、方法等を順守しない者。

14 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

15 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

16 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 実施委員会が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を実施委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

17 その他留意事項

企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

18 各書類の提出先・問合せ先

担 当 札幌市国際観光誘致事業実行委員会事務局

（札幌市経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課） 吉村、宗岡

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎15階

電 話 011-211-2376

F A X 011-218-5129

メール kanko@city.sapporo.jp